

最高裁秘書第1115号

令和8年4月6日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和8年3月30日に答申（令和7年度（最情）答申第73号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和7年度（最情）諮問第20号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮問日：令和7年8月12日（令和7年度（最情）諮問第20号）

答申日：令和8年3月30日（令和7年度（最情）答申第73号）

件名：特定のPDFデータを特定日時に裁判所ホームページに掲載し、かつ、特定日時までに削除したことについて作成し、又は取得した文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「特定年度（特定期）司法修習生考試不合格者受験番号（ファイル名が特定名となっているもの。）のPDFデータを特定年月日特定時刻1の司法修習生考試委員会の開始前に裁判所HPに掲載し、かつ、特定時刻2までに削除したことについて作成し、又は取得した文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は廃棄済みであるとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和7年6月25日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が特定年月日の作成の翌日（本件開示申出日）までに本当に廃棄されたかどうか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 最高裁判所において本件開示申出文書を探索したところ存在しなかった。
- 2 これに対し、苦情申出人は、本件開示申出文書が特定年月日の作成の翌日ま

でに本当に廃棄されたかどうか不明であると主張する。

しかしながら、最高裁判所においては、内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であって、その保存期間を1年以上とする必要のないものは、短期保有文書として事務処理上必要な期間が満了したときに廃棄するものとされている（平成24年12月6日付け事務総長通達「司法行政文書の管理について」記第4の3の(4)、同日付け秘書課長通達「最高裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」記第11の2の(5)）。

そして、本件開示申出文書に該当する可能性がある文書としては、プレスリリースした特定年月日付けの「報道発表」と題する書面があったが、この文書は、報道機関に配布することでその目的を果たすことから、報道機関に配布するための部数しか作成しておらず、仮に余部が生じた場合であっても、これはその他の事務処理上使用することが予定されておらず、保有する必要性がないため、短期保有文書として随時廃棄しており、本件開示申出の時点で、既に廃棄済みであった。

したがって、最高裁判所には、本件開示申出文書は存在しない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和7年8月12日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和8年1月16日 審議
- ④ 同年2月20日 審議
- ⑤ 同年3月23日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出文書は、特定の情報を裁判所のウェブサイトに掲載した後、同情報を特定の日時に削除したことについて作成し、又は取得した文書であるところ、最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書に該当する可能性がある文書

として、プレスリリースした特定年月日付けの「報道発表」と題する書面があったが、本件開示申出があった時点（特定年月日の翌日）には削除済みであったことを説明する。この点、プレスリリースは報道機関に情報を提供するために行われるものであり、そのための書面は報道機関への配布をもってその目的を果たすことからすれば、最高裁判所事務総長が、プレスリリース用の書面については報道機関に配布するための部数しか作成しておらず、仮に余部が生じた場合であっても、その他の事務処理上使用することが予定されておらず、保有する必要がないため、前記各通達に従い短期保有文書として随時廃棄しており、本件開示申出の時点で、既に廃棄済みであったと説明する点についても、特段不合理であるとは認められない。そのほかに、本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

- 2 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 長戸 雅子

委員 川神 裕